

番 号 : 140676

国 名 : モンゴル

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム

案件名 : 都市開発実施能力向上プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査(都市再開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 都市再開発
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年9月下旬から2014年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 14日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月3日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 14点
 - ③語学力 10点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	都市再開発に係る各種調査
対象国/類似地域	モンゴル/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

モンゴルは、1997年に人口移動が自由化され、特に1999年・2003年に起きた深刻な雪害により、放牧を営むことが困難となった遊牧民が都心部に急速に流入している。特に首都であるウランバートル市（以下、「UB市」）では、1998年に65万人であった人口が2012年には130万人を突破し、急速な人口増加及び都市化が進展している。

人口増加の原因は地方からの流入によるところが大きく、遊牧民が移動式住居（ゲル）を建て、都市の無秩序な拡大（スプロール）が進んでいる。急速な人口増加に対して、住宅供給は公共機関である住宅金融公社の実施能力不足もあり、需要を満たしていない状況である。そのため、同市の人口の6割は、都市基盤施設が整備されていないゲル地区に居住していると推定されている。併せて、暖房用の石炭使用による大気汚染及び不十分な排水施設に伴う水質汚濁なども新たな都市問題として発生している。

UB市は1954年以降、社会経済の発展に伴ってマスタープランを6回改訂してきたが、過去20年間は政治・経済・社会的要因により、マスタープランに従った開発が十分に実施されていない。そのため、急速な人口増加によるゲル地区の拡大及びスプロール化が進展する一方で、適切なインフラの整備及び住環境改善に係る各種の施策が実施されなかった結果、住環境の悪化が深刻化している。

以上の状況に鑑み、モンゴル政府はマスタープランで提案された都市開発プロジェクトを着実に実施するため、土地法及び再開発法等の都市開発関連法を整備することを目的とした「都市開発実施能力向上プロジェクト」を我が国に要請し、JICAは2010-2013年にかけて同プロジェクトを実施した。

また、UB市は「UB市MP2020及び開発トレンド2030（以下、MP2020）」を作成し、2013年5月に国会承認を得ている。更に、UB市は同マスタープランの実施促進を図るため、「UB市MP2020実施計画2014-2017（案）（以下、「実施計画2014-2017）」を作成した。しかし、同計画は、セクター別の計画目標及び優先課題並びに適切な財務計画を踏まえた事業の積み上げとなっておらず、実現可能な計画となっていないことなどから、内閣の承認を得られていない状況である。

かかる背景のもと、モンゴル政府から我が国に対して、マスタープランの計画的な実施及び「都市開発実施能力向上プロジェクト」において作成された都市再開発関連法に基づく都市再開発（特にゲル開発プロジェクト）の促進に係る技術協力プロジェクトの支援要請が上げられた。

JICAは同要請を受け、2014年6月に詳細計画策定調査団を派遣し、7月には討議議事録（R/D）の署名を行い、「UB市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト（以下、「本プロジェクト）」を実施することについてモンゴル政府と合意した。本プロジェクトは、サブプロジェクト1「UB市マスタープラン実施計画策定能力向上プロジェクト」（以下、「サブプロジェクト1）」と、「都市開発実施能力向上プロジェクト」の後続案件であるサブプロジェクト2「都市開発実施能力向上プロジェクト フェーズ2」（以下、「サブプロジェクト2」）の2つのサブプロジェクトで構成しているが、7月に署名を行ったR/Dはサブプロジェクト1の内容を中心としたものである。

今回実施する詳細計画策定調査はサブプロジェクト2のプロジェクト内容を精査し、現行のR/Dの修正案についてモンゴル側のカウンターパート機関と協議・合意し、その内容をミニッツ（M/M）として取りまとめ、署名・交換することを目的とするものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の団員と協議・調整しつつ、サブプロジェクト2における担当分野（都市再開発）にかかる詳細活動計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、他の団員の作業を含めた全体作業の取りまとめへの協力を行う。

具体的担当事項は、次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2014年9月下旬)

- 1) 要請背景・内容の把握、関連既存資料及び情報の分析を行う（要請書、関連報告書、既存計画、都市再開発関連法、現行R/D、他ドナーの援助動向等の資料、等）。
- 2) 担当分野に係る調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、説明資料（案）（和文・英文）及び質問票（案）（英文）を作成し、詳細計画策定調査方針を検討する。

- 3) 担当分野に関する対処方針(案) (和文)、及び7月に合意されたR/D (英文)、PDM (和文・英文)、PO (和文・英文)に係る修正案を検討する。
- 4) 詳細計画策定調査対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2014年10月上旬～10月中旬)

- 1) JICAモンゴル事務所との打合せに参加する。
- 2) 上記(1)2)において作成した質問票に基づき調査した結果を分析し、分析結果を他の団員と共有した上、報告書に反映させる。
- 3) 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
- 4) 以下の情報を収集し、都市再開発に関する現状を取りまとめる。
 - ア) UB市における都市再開発事業の進捗及び実施体制の確認、課題の整理
 - イ) 都市再開発に係る他ドナーの動向及び協力内容
 - ウ) 事業事前評価表(案) (和文)の作成に必要な各種情報
 - エ) 詳細計画策定調査1において収集・整理された都市再開発にかかる制度及び既存計画の再確認
- 5) プロジェクト関係者を集めたJoint Coordination Committee(JCC)の開催に協力する。
- 6) サブプロジェクト2に係る実施手法・リソース、規模、範囲、項目、内容、工程、所要経費等を検討する。
- 7) サブプロジェクト2において現地再委託が必要となる業務を洗い出し、現地再委託に必要なローカルコンサルタントに関する情報(組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等)を収集する。
- 8) 2014年7月に合意されたR/D及びPDM (和文・英文)並びにPO (和文・英文)の修正案の作成に協力する。
- 9) モンゴル国関係者との協議で合意された内容につき、R/D及びM/Mの取りまとめに協力する。
- 10) 現地調査結果をJICAモンゴル事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2014年10月中旬～10月下旬)

- 1) 収集資料を整理・分析し、収集資料リストを作成する。
- 2) 事業事前評価表(案) (和文)の作成に協力する。
- 3) 国内打合せ及び帰国報告会へ参加し、担当分野に係る結果をJICA社会基盤・平和構築部に報告する
- 4) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案) (和文)を作成し、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査報告書(担当分野・和文)

なお、上記成果品は電子データによる提出とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書の提出も含みます)。

航空経路は、成田⇒ソウル⇒ウランバートル⇒ソウル⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年10月1日～10月14日（仮）を予定しています。

本業務従事者はJICAの調査団員より数日早く現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ・ 総括/都市計画（JICA）
- ・ 調査企画/評価分析（JICA）
- ・ 都市再開発（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAモンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

オ) あり（日本語⇄モンゴル語）

カ) 現地日程のアレンジ

必要に応じてモンゴル事務所がアレンジします。

キ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第一チーム（TEL:03-5226-8136）にて配布します。

- ・ 「UB市MP2020及び開発トレンド2030（仮和訳）」
- ・ R/D

② 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト

（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・ 「UB市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査（2007-2009, JICA）」
- ・ 「都市開発実施能力向上プロジェクト(2010-2013, JICA)」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。